

横須賀市私立幼稚園等教材等購入費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 私立幼稚園又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）の教材等購入費等の補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校法人又は学校法人以外の者（国又は地方公共団体を除く。）が市内に設置する幼稚園で県知事の認可を受けたものをいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で、学校法人が市内に設置するものをいう。
- (3) 園児 私立幼稚園等に在籍する園児で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子ども（同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもを除く。）及び同法第30条の8第1項に規定する支給認定子どもである園児をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる経費は、私立幼稚園等の教材等の購入等に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 教材費
- (2) 備品費（維持管理に要する経費を含む。）
- (3) 災害用備品（備蓄品）費
- (4) 体育等教育指導用設備整備費
- (5) 軽微な工事及び修繕その他の施設整備に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、園児の教育及び保育の内容の充実を図るために必要があると市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象となる経費としない。

- (1) 人件費
- (2) 光熱水費、税金、損害保険料等の管理経費
- (3) 職員のために用いる備品等に要する費用
- (4) この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金の交付（国、県

その他団体によるものを含む。)を受ける場合における当該補助金の対象経費とした経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げるところによる。

(1) 均等割 一園につき年額 150万円

(2) 園児割 園児1人につき年額1万

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、5月1日現在の園児数を明らかにした書類とする。

(関係書類の保存期間)

第6条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、規則第9条の規定により、職員に命じて、補助金を交付した私立幼稚園等に立ち入り調査を行わせることができる。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。